

平成27年度第1回足寄町総合教育会議 議事録

1 日 時 平成27年 9月15日(火) 午前 9時30分～午前10時30分

2 場 所 足寄町役場第 委員会室2

3 出席者

(構成員) 足寄町長 安久津 勝彦
教育委員長 星崎 隆雄
教育委員 丸山 肇子
教育委員 岡田 美子
教育委員 真下 勉
教育長 藤代 和昭
(事務局) 総務課 大野総務課長
教育委員会 寺地教育次長、丸山教育総務室長

5 内 容

○事務局(教育次長)

ただいまから、平成27年度第1回足寄町総合教育会議を開催します。

はじめに、安久津町長からご挨拶申し上げます。

○町長

本日は大変お忙しいところ、総合教育会議に出席いただきましてありがとうございます。

案内ありましたとおり本日第1回目の足寄町総合教育会議を開催させていただくこととなりました。さて、ご承知のとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、本年4月1日から、全ての地方公共団体において、首長と教育委員会を構成委員とする「総合教育会議」を設置することになりました。その背景については、本州でいじめによる事件が発生しました。その対応として首長の関与が求められたことも一つの要因かと思っています。従来教育行政は、教育委員、教育長が責任をもって事務執行してきました。教育委員長、教育長の責任体制の明確化があります。新制度は、教育長の任期満了をもって新教育長に権限を一本化することになりました。教育委員長と教育長を兼ねるような内容となりました。総合教育会議等においては、4月1日から行うことが義務づけられました。教育大綱についてですが、首長の責任で制定することとなっています。この大綱についてご相談を申しあげたく、お忙しい中皆さんにお集まりいただきました。私の考え含めて明確にしておきたいのは、教育行政は従来どおり教育委員会の責任において執行していただきたい。町長部局との総合調整は従来からしっかりしてきました。事務手続きの関係でいいますと、総合教育会議等の事務については委任という形としたい。後ほど詳しく事務局から説明があります。以上が私の基本的な考えでございますので、議論いただきたいと思います。せっかくの機会ですから、多少地方創生に関わることについて、我が町の状況について少し報告させていただきたい。日本は3年ほど前

に人口減少時代に突入しました。このまま何もしなければ国の存亡に関わるという危機感をもって、最低一億人の総人口は確保したいという思いで、昨年国だけでなく、都道府県、市町村も地方創生の5カ年のビジョンを作るという努力義務が課せられました。国の予算で説明しますと、26年度補正予算からスタートしています。実質事業開始は今年の4月から走り出しています。緊急経済対策として、一つはプレミアム商品券の発行、もう一つは65歳以上の方の灯油購入券の支給を実施しました。先行した地方創生につながる取組ということで、小中高校への学校給食の無料化を実施しました。次に27年度であります。二つ手を挙げています。9月議会で報告させていただいていますが、一つは10月から保育料を実質無料化とします。また、学童保育も実質無料化とすることとしました。もう一つは、足寄高校の存続に向けた支援策の最後の切り札として、足寄町が公設塾を設置することにしました。塾については採択されるかは未定です。いずれにしましても、地方創生、人口減少対策は今までも取り組んできましたが、こんな難しいことはありません。どうやって雇用の場を作るかということが重要なのですが、まずは人口減少対策に視点をあてるべきだと思っています。我が町の一番の基本は子育て支援、ここをしっかりとっていくための施策を展開していきます。国からお金がこようが、こまがいが必要な施策はやっていかなければならない。そのため9月の議会に、5億円の子育て支援に関わる基金の創設について提案し、承認いただきました。もし国から交付金がなくても、10年間は子育て支援の施策の継続ができると思っています。長くなってしまいましたが、地方創生の取組を進めているということで、とりわけ子育て支援に関しては、教育委員会に大きく関係してくる部分でございます。子どもというのはそれぞれの家庭の宝物であると同時に、町にとっても宝物でありますので、私も引き続きがんばっていきます。今後ともご指導賜りますようお願い申しあげて開会にあたってのご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局（教育次長）

これからの進行につきましては、町長が進めていきます。

○町長

それでは私のほうで本日の会議を進めさせていただきます。続きまして星崎教育委員長からご挨拶をいただきたいと思ひます。

○星崎委員長

教育委員長として一言ご挨拶申しあげます。新教育委員会制度になりまして、本日第1回目の総合教育会議となります。しかし、組織体制は教育長の任期が満了するまで経過措置期間となりますので、引き続きわたくしが教育委員長を務めさせていただきます。

足寄町の教育行政につきましては、これまでも町長と教育委員会とが、密接に連携をとっていると認識しております。この度の法律改正において、首長のもとで自治体が一体となって教育施策を進める体制を作り、教育行政とそれ以外の行政が連携することにより、円滑、充実した形で施策が推進されることが期待されています。足寄町総合計画や

生涯学習推進計画における教育理念の実現に向けて、より実行性のある会議の場としたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○町長

それでは、協議事項（１）新教育委員会制度と総合教育会議について、事務局より説明させていただきます。

○事務局（教育次長）

事務局を務めます教育次長の寺地です。早速協議事項（１）新教育委員会制度と総合教育会議についてご説明申し上げます。

i 新教育委員会制度について

1 改正の趣旨であります。教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と記載していますが、わかりやすいよう今後町長と読み替えさせていただきます。町長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るということで、平成27年4月1日より法律が改正されまして中身が変わったということでございます。

2 改正の概要でございますが、4ページにわかりやすい図解が付いておりますので、参照いただきながら説明させていただきます。（１）教育行政の責任体制の明確化ということで、教育委員長と教育長を一本化して新たな責任者を置くこととなりました。教育長は、町長が議会の同意を得て任命を行い、任期は4年から3年となります。ただし教育委員の皆さんについては、従来どおり4年となっております。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することになります。次に本日開催しておりますが、総合教育会議の設置、大綱の策定が義務付けられています。会議は町長が招集し、町長、教育委員会により構成されます。町長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、政府が定める教育振興基本計画を参酌して、教育の進行に関する施策の大綱を策定することとされています。会議では、大綱の策定、教育条件の整備等の施策や緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うと。三番目は、国の地方公共団体の関与の見直しということであります。いじめによる自殺防止等、児童生徒の生命若しくは身体の被害の拡大発生を防止する緊急の必要のある場合に、文部科学大臣が教育委員会に指示できることが明確化されました。四番目は、経過措置ということで現在の教育長は、委員としての任期満了まで在職すること。旧教育長が在職する期間は、委員長としての任期は、旧教育長の委員としての任期が満了するまでとされております。本町の場合は藤代教育長が教育委員として平成28年9月30日までの任期となっておりますので、それまでは現行制度が適用されます。

次に本日举行しております総合教育会議についてです。まず、位置づけですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、全ての地方公共団体において作られるということです。町長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議、調整の場と位置づけられています。教育に関する予算の編成、執行や条例提案など重要な権限を有している町長と教育委員会が十分な意志疎通を図り、地位の教育課題やあるべき姿を共有して、より

一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とします。

次に運営等ではありますが、会議の招集については、原則として町長が行います。必要に応じて教育委員会が総合教育会議の開催を求めることも可能であります。会議は公開ということで、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下に教育行政を行う趣旨から原則として公開することとされています。三番目は議事録ですが、作成と公表について努力義務が課せられており、本日も録音させていただいています。4番目の協議内容ですが、教育の進行に関する施策の大綱やその変更に関する協議のほか、教育の条件整備など重点施策の協議や、児童生徒等の生命又は身体の保護や緊急の場合に講ずべき措置に関する協議を行うこととされています。5番目協議・調整の結果ではありますが、町長と教育委員会は、共にその結果を尊重しなければならないとされています。6番目の会議の庶務等についてですが、町長部局で行うことが原則とされていますが、足寄町においては、9月7日の教育委員会で議決いただいたとおり教育委員会に事務委任し補助執行させる方式をとっております。

最後に総合教育会議委員名簿を添付しておりますので、ご参照を頂きたいと思っております。以上の点についてご協議をお願いします。

○町長

事務局より説明がありました。何かご質問等あればお願いします。

(「ありません」という声あり)

○町長

それでは、ご理解していただいたということで、協議事項(2)足寄町総合教育会議の運営について、事務局からご説明いたします。

○事務局(教育次長)

それでは、協議事項(2)足寄町総合教育会議の運営について説明申し上げます。本要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定に基づき、総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めたものであり、首長部局で制定したものでございます。本要綱に基づき総合教育会議を招集し、本町の様々な教育課題、教育政策について議論させていただくということになります。

第1条は、総合教育会議の設置について定めたものでございます。

第2条は、構成員について規定しております。

第3条は、会議についてということで、町長が招集し、必要事項について規定してまいります。

第4条は、意見の聴取、第5条は会議の公開、第6条は議事録、第7条で事務局、第8条で補足について述べ、附則として平成27年4月1日から施行すると定めさせていただいております。以上でございます。

○町長

足寄町総合教育会議の運営ということで、設置要綱の説明をさせていただきました。この点についてご質問、ご意見はございますか。

(「ありません」という声あり)

○町長

なければ次に移りたいと思います。協議事項の3番目、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定方針について事務局より説明させていただきます。

○事務局（教育次長）

この教育大綱の策定については、国は「教育振興基本計画、その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができることから、町長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。」と通知されています。7ページ文部科学省作成のQ&AのQ6にも記載されています。

本町には、平成25年度に策定した、第4次足寄町生涯学習推進計画がございます。計画期間は、平成25年度から平成29年度の5年間となっております。計画策定にあたり、住民アンケート等を参考に生涯学習推進計画策定委員会で決定し、足寄町議会総合条例第11条の規定に基づき議決されたものでございます。学校教育、社会教育、文化芸術活動など、教育に関する全てについての目標や方針が網羅されています。以上の状況を踏まえ町長との事前打ち合わせの結果、教育大綱については、第4次足寄町生涯学習推進計画をもって代えることとしたく、協議のほどよろしく申し上げます。

○町長

ただいま事務局から教育大綱の考え方について説明がありました。提案説明のとおりこの間教育委員会と相談した結果素晴らしい生涯学習推進計画がありますから。これを大綱に代えるということで確認をしました。委員の皆さんの同意をいただければ新たに大綱を策定するのではなく、これを大綱に代えていくこととしたいと思いますがご意見をいただきたいと思います。

○丸山委員

生涯学習推進計画は、足寄町総合計画を基本に本町の教育に関すること全てを網羅しており、また、教育行政執行方針では、こと細かく当該年度の目標を明らかにしています。私も新たに教育大綱を定める必要はないと思います。提案どおりでよいと思います。

(「異議なし」の声あり)

○町長

それでは、教育大綱については、足寄町生涯学習推進計画に代えることと確認させていただきます。ありがとうございました。子どもから予定しておりました協議事項、ご相談させていただきたい案件は以上のとおりとさせていただきます。再度確認させていただきますが、先ほど要綱の中でお示ししたとおり町長部局の担当は総務課総務室であります。実際の会議の運営等については、地方自治法に規定しているのですが、教育委員会に事務委任ということにさせていただきます。招集は町長が行いますが、会議の運営等については教育委員会に担っていただくということにさせていただきます。以上で協議事項を終わらせていただきますが、せっかくの機会でもありますので、ご意見があればお出しいただきたいと思います。みなさんに考えていただく間に、公設塾について説明させていただきます。4日に足寄中学校に行って生徒を中心として公設民営塾について説明しました。予想したより集まってくれました。指定管理者の Birth47 の高橋社長と提携しているベリタス・アカデミーの代表の方からお話いただきました。夜は一般の町民の方も対象に銀河ホールでも開催しました。思ったほど集まりませんでした、「分かりやすくよかった。」という言葉をいただきました。この後陸別町でも私も参加して説明会を開催します。ともかく塾の設置を決断したというのは、足寄高校存続に係るアンケート調査で足寄高校に求めるものは、学力向上ということが最も多かった。ただ、校長先生筆頭に先生方も頑張ってくれています。学力的にそんなに劣っているわけではない。今年の卒業生は旭川医大の看護学部、釧路教育大にも合格しています。過去においても国公立大学に合格しています。ただ、学力が二極化している状況にあると。習熟度別授業なので対応してくれていますが、これ以上高校に学力向上の対応をお願いしても、私自身限界だと思っていました。たまたま足寄町出身の Birth47 の高橋社長とお話する中で塾設置という話しになっていきました。会社は当初 5 年以内に東大合格を目指すと言っていた訳ですが、私は東大合格者はいりません。いろんな学者さんとも意見交換していますが、地方は医者が足りない、介護士が足りないと言われていています。進学を応援するのであればそこだと思っています。道内には医科大学が3校ありますので、ここを目指してほしい。合格すれば足寄町独自の奨学金制度がありますし、看護、医療系の奨学金制度もあり、就職までつなげていければと思っています。今教員住宅の整備を進めています。中学校は南4条1丁目に1棟4戸、小学校は南7条4丁目に2棟2戸建設しています。現有教員住宅も老朽化が進んでいますので、住居環境整備することによって、教職員人事にいい影響がでることを期待しています。私から経過報告させていただきました。皆さんから質問等ございますでしょうか。

○教育長

新制度を法律に基づいて機能させる場合どのように進めていけばよいか。一つは教育行

政制度の歴史を押さえておかなければならないと思います。そして町長部局との協議で具体的な今後の項目としては、当面足寄高校生の海外研修派遣事業、へき地小学校の統廃合についての問題があるのかなと思っています。喫緊の問題ではコミュニティースクールですね。義務化の流れがあります。都市部では効果はあると思いますが、本町の規模でどのような効果が期待できるのか十分検討が必要だと思います。この間も町長と十分意志疎通して教育行政を進めてきたつもりでおります。今後もより一層綿密な連携をとって業務を推進していきたいと思っています。

○委員長

学力向上の観点からの土曜授業について、どのようにしていくかというのが課題としてあります。

○町長

ゆとり教育を推進してきた立ち場の先生の講演を聴く機会があった。今山形大学にいますが、社会に出て実践能力を身につけるということを展開している。学力向上ばかりいっても実社会で全く使い物にならないといのであればだめだという内容であった。皆さんから質問、ご意見なければ以上で終了させていただきます。今後も教育総合会議を開催しますのでよろしくをお願いします。